

「備蓄物資保管業務（豊平川東側）」

落札者決定基準

1 本書の目的

本書は、「備蓄物資保管業務（豊平川東側）」（以下「本業務」という。）にかかる総合評価一般競争入札における落札者を選定するための評価基準及びその他必要な事項について定めるものである。

2 落札者の決定方法

入札金額が予定価格の制限の範囲内である入札者のうち、入札金額を評価する「価格評価点」と企画提案内容を評価する「技術評価点」の合計点数である「総合評価点」が最も高い者を落札者とする。

(1) 得点配分

一委員当たりの得点配分については、以下のとおりとする。

総合評価点(1,000 点満点)＝技術評価点(750 点満点)＋価格評価点(250 点満点)

(2) 総合評価点が同点となった場合

総合評価点が同じものが2者以上ある場合、「技術評価点」が高いものを落札者とする。また、「技術評価点」及び「入札金額」がいずれも同じ場合は、別途日を定め、当該入札者がくじを引き、落札者を決定するものとする。

3 審査の実施主体

本市が設置する評価委員会が、企画提案書及び面接の内容を審査・評価し、「技術評価点」を決定する。

4 価格評価点の算出方法

価格評価点の配点は250点とし、以下のとおり算出する。

価格評価点＝250×（全提案の中で最も安価である入札価格／入札価格）

※「全提案の中で最も安価である入札価格／入札価格」を求める際は、小

数点 3 位で四捨五入する。

5 技術評価点の算出方法

技術評価点の配点は 750 点とし、以下のとおり評価を行い、算出する。

- (1) 評価は、別添「評価基準」に基づいて行う。
- (2) 技術評価点について、225 点を最低基準点とする。

6 失格となる場合

以下に該当する場合は、企画提案内容を問わず失格とし、以降の評価・採点を行わない。

- (1) 入札書に不備がある場合
- (2) 5 (2)に記載の最低基準点を下回る場合
- (3) 企画提案書の様式が企画提案書作成要領 2 及び 4 を満たしておらず審査に支障をきたす場合
- (4) 面接参加の意思表示を行った後において、本市担当者へ事前に連絡することなく、面接を欠席した場合。
- (5) 提出書類に虚偽があることが判明した場合